

全国間税会総連合会推奨キャラクター 「かんちゃん・しょうちゃん」着ぐるみ利用規程

1. 趣旨及び目的

全国間税会総連合会(以下「全間連」という。)の推奨キャラクター「かんちゃん・しょうちゃん」(以下「キャラクター」という。)の着ぐるみを、間税会のPR及び間接税・消費税の啓発活動に寄与する目的で貸出しすることとする。

2. 利用の申請

キャラクターの着ぐるみを利用しようとする場合には、利用会員等(全間連、各局間連並びに傘下間税会及び会員をいう。以下同じ。)が別紙に定める貸出申込書に必要事項を記入するか、又は桑名間税会ホームページの所定のフォームに記入した上で申請する。ただし、利用に当たっては、使用の空き状況などをかんちゃん・しょうちゃん推進委員会(桑名間税会内に設置する委員会とし、以下「キャラクター推進委員会」という。)へ事前に確認する。

3. 利用に関しての注意点

利用に当たっては、別途定めるキャラクター利用規程のほか、次に掲げる事項にも注意する。

- ① 着用にあたっては、必ず控室等で行い、人前では原則として行わないこと
- ② キャラクターは原則2体同時に使用することただし、イベントの内容や進行上1体で使用する必要がある場合には、その限りではないが、その場合でも「かんちゃん・しょうちゃん」という2体のキャラクターであることの明示は行うこと
- ③ 着ぐるみには、必ず補助者を1体につき1名以上付けること
- ④ 着ぐるみ内は暑くなるため、水分補給及び適宜休憩を取るなど、健康上の注意を十分に行うこと。
- ⑤ 着ぐるみ着用者は、以下の条件を満たすこと
 - (ア) 年齢:高校生以上
 - (イ) 身長:155~170cm
 - (ウ) 靴サイズ:27cm以内
 - (エ) 肩幅:50cm未満
- ⑥ キャラクターのイメージを損なうため、無断でキャラクターに喋らせること(アテレコを含む。)はしないことただし、イベントの進行上喋らせる必要がある場合には、利用会員等が別途費用を負担した上で、キャラクター推進委員会において音声を制作することとする。

4. 利用料

利用に際しての費用は、1回につき30,000円(2体分・税別)とする。貸し出し決定後、昭和印刷(株)(営業時間内に限る)にお持ちいただくか、銀行振込でお支払いください。(振込手数料は使用者負担)

振込先／百五銀行・矢田支店 当座預金 4215

桑名信用金庫・馬道支店 当座預金 5526

※期日までにお支払いを済ませないと無効になりますのでご注意ください。

5. 貸出し及び返却

貸出しは、原則として手渡しとするが、手渡しが困難な場合には、キャラクター推進委員会と協議の上、配送により対応する。その場合の往復の運送費は、利用会員等が負担する。利用後の返却にあたっては、使用後の処置を確認後速やかに返却することとするが、それが困難な場合には、キャラクター推進委員会と協議し、返却日を決定する。

6. 破損などの保証

返却時にキャラクター推進委員会のスタッフが汚れや損傷の確認を行うこととし、損傷が認められた場合には、利用会員等の負担において修繕を行うこととする。ただし、通常の利用により相当と認められる損耗に関しては、この限りではない。

7. 貸出しの制限

次に掲げる場合には、利用を許可しない。利用承認後であっても取り消すものとする。

- ① 利用申請の内容に虚偽があった場合
- ② キャラクターの使用制限事項に抵触する場合
- ③ 天候や災害など、利用する上で危険が伴うとキャラクター推進委員会が判断した場合
- ④ その他、キャラクター推進委員会が適切でないと判断した場合

8. 責任の所在

着ぐるみの利用において起きた事故・損害などは、全間連及びキャラクター推進委員会は一切の責任を負わないものとする。

利用会員等は、利用に際し安全面に十分に留意するとともに、事故が発生した場合には、利用会員等の責任において適切に処理するものとする。

9. その他

この規定に定めのない事項については、キャラクター推進委員会と全間連が協議して決定することとする。

10. 附則

この規定は、平成 28 年4月1日から施行する。